

○無給休職者に対する自衛官診療証の交付等について（通達）

平成 11 年 11 月 1 日海幕衛第 4755 号

海上幕僚長から各部隊の長、各機関の長あて

無給休職者に対する自衛官診療証の交付等について（通達）

標記について、下記のとおり実施されたい。

記

1 目 的

無給休職者に対する自衛官診療証（以下「診療証」という。）に係る申請、交付要領等を定めるとともに、診療証及び防衛省共済組合員証（以下「組合員証」という。）の使用区分を明確にし、両証の混合使用防止の徹底を図る。

2 無給休職者の療養の給付

無給休職者は、自衛官等に対する療養の給付等に関する省令（令和 6 年防衛省令第 4 号）第 18 条第 5 項の規定に基づき、無給休職となった時点で療養の給付を受けている傷病のみ 6 か月間継続して診療証を使用した療養（以下「継続療養」という。）を受けることができ、その他の傷病については防衛省共済組合定款（14. 2. 1）第 18 条により、防衛省共済組合から療養の給付が受けられる。

3 実施要領

- （1）海上自衛官の勤務時間及び休暇に関する達（昭和 38 年海上自衛隊達第 15 号）第 2 条第 3 号に規定する所属長は、無給休職者が発生した場合、速やかに海上自衛官等の療養の実施に関する達（昭和 42 年海上自衛隊達第 28 号）第 2 条第 10 号に規定する療養担当機関の長（以下「療養担当機関の長」という。）に別紙様式第 1 により通知する。
- （2）無給休職者は、速やかに防衛省共済組合支部で組合員証の発行申請手続を行い、同証の交付を受けるとともに、診療証を療養担当機関の長に返納する。
- （3）療養担当機関の長は、無給休職者の診療証を受領し、継続療養受療対象者には別紙様式第 2 の注意書を同証の第 1 面に貼付して無給休職者に再交付する。
- （4）療養担当機関の長は、無給休職者が復職したとき、注意書を速やかに回収する。

添付書類：別紙様式第 1 ・別紙様式第 2

写送付先：部内全般

別紙様式第 1

令和 年 月 日

療養担当機関の長 殿

所属長 職 名

無給休職者発生通知書

所 属 ・ 配 置	
階 級	
氏 名	
無給休職発生年月日	
発 生 理 由	
傷 病 名	
現 住 所	
備 考	

注：用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とし縦長に使用する。

添付書類：診断書（写）

別紙様式第 2

注 意 書			
記号	自海	番号	
この診療証は、下記の傷病のみ使用可能です。 他の傷病は、防衛省共済組合員証が使用できます。			
記			
傷 病 名		有 効 期 間	
1		(令和 年 月 日)	
2		(令和 年 月 日)	
3		(令和 年 月 日)	
		年 月 日	
所在地			
発行者 機関名			
職 名			
			印

注：1 無給休職発令時、受療中の者に発行

2 用紙規格縦12cm×横 8 cm